

◆ 類型【Ⅲ】 個人情報を取り扱うことが予定されていないが、執行に当たって個人情報を取り扱うことがあり得るもの

◇ 契約に当たっては、次のような個人情報の保護について規定し、契約書に添付するものとする。

個人情報の保護について

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約に係わる業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。